

高層建築物等防災計画書の作成等に関する指導要綱

平成13年8月1日

令和5年4月1日

改正 令和7年4月1日

兵庫県

(主旨)

建築物の防災上の安全性については、建築基準法及び消防法等の規程により一定の水準の確保が図られているが、高層建築物、不特定多数の人が利用する大規模な建築物又は複合用途の大規模な建築物の安全性を確保するためには、建築物についての最低の基準としての建築基準法に適合するのみでなく、防火、避難、耐火、消火、救助といった建築物に要求される防災性能を総合的に検討・設計するとともに、建築物の使用及び維持管理についても十分配慮することが重要であり、建築物の計画が総合的な防災性能を確保していることを明らかにするため防災計画書を作成することが必要である。

(目的)

第1条 この要綱は、総合的な防災性能の検討が必要な建築物を規定し、その防災性能を検討するための手続き等を定めることにより、建築物の防災上の安全性の確保に資することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 高層建築物等

高さが31メートルを超える建築物、不特定多数の人が利用する大規模な建築物又は複合用途の大規模な建築物のうち、総合的な防災性能を検討する必要があるとして、特定行政庁が定めたものをいう。

(2) 防災計画書

建築物の計画が総合的な防災性能を確保していることを明らかにするために作成する図書をいう。

(3) 建築防災計画評定

計画されている建築物についての防災計画書により、所要の安全性が満たされているか否かを(一財)日本建築センター、(一財)日本建築総合試験所又は特定行政庁の定めた機関が評価することをいう。

(防災計画書の作成等)

第3条 建築主又は設計者は、高層建築物等を建築しようとする場合(増築しようとする場合においては、建築物が増築後において高層建築物等に該当する場合を含む。)、防

災計画書を作成するものとする。

2 防災計画書に記載すべき内容は、特定行政庁が定めるところによる。

3 第1項に該当する建築物のうち、特定行政庁が必要として定めたものについては、その防災計画書は、建築防災計画評定を受けるものとする。

4 建築主又は設計者は、確認申請の前に、第1項及び第3項に定める手続きを行うものとする。

(指導及び助言)

第4条 特定行政庁は、建築主又は設計者が作成する防災計画書に対して、必要な指導又は助言をすることができる。

(適用区域)

第5条 この要綱は、神戸市、西宮市及び宝塚市を除く兵庫県の区域に適用する。

(その他)

第6条 この要綱の実施に必要となる細目については特定行政庁が別に定める。

附則

本要綱は、平成13年8月1日から施行する。

附則

本要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附則

本要綱は、令和7年4月1日から施行する。